

東日本大震災無料法律相談

情報分析結果

(第1次分析)

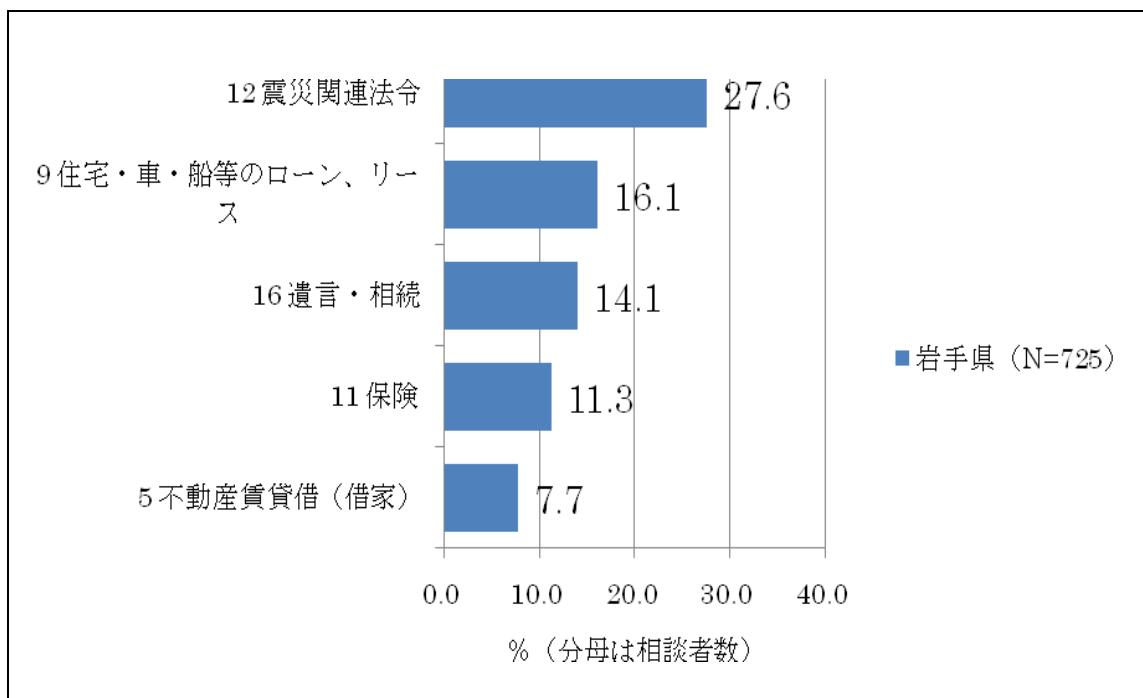
日本弁護士連合会
東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部
平成23年6月

(凡例)

(法律相談事例の分類)

- (1) 不動産所有権(滅失問題含む)
- (2) 車・船等の所有権(滅失問題含む)
- (3) 預金・株等の流動資産
- (4) 不動産賃貸借(借地)
- (5) 不動産賃貸借(借家)
- (6) 工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)
- (7) 境界
- (8) 債権回収(貸金、売掛、請負等)
- (9) 住宅・車・船のローン、リース
- (10) その他の借入金返済
- (11) 保険
- (12) 震災関連法令
- (13) 税金
- (14) 新たな融資
- (15) 離婚・親族
- (16) 遺言・相続
- (17) 消費者被害
- (18) 労働問題
- (19) 外国人
- (20) 商事・会社関係・取引問題
- (21) 刑事
- (22) 原子力事故関連
- (23) その他((1)~(22)以外の類型の相談)

第1 被災時住所が「岩手県」の場合の相談傾向（概要）



岩手県沿岸部が大津波により壊滅的被害を受けている。

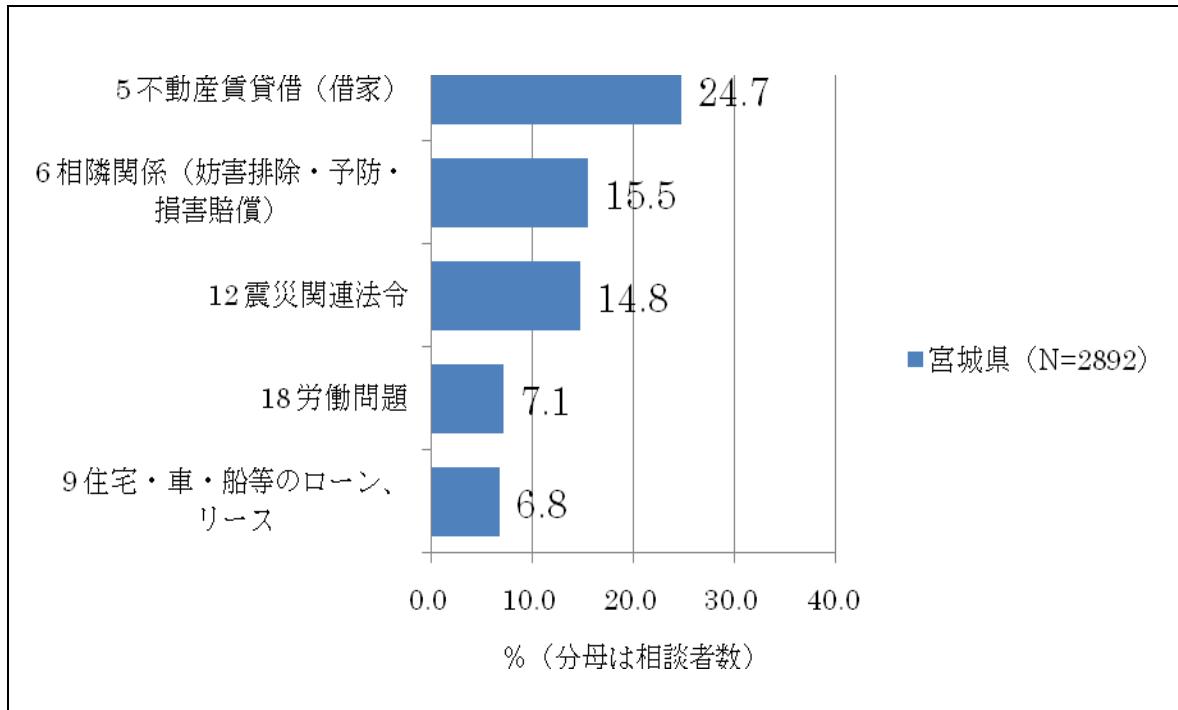
「住宅ローン」(16 . 1 %)に関する法律相談が事実上のトップ。

「遺言・相続」関連の相談事例が 14 . 1 % と高いのは、大津波による住宅滅失とともに犠牲となられた方が高い割合であることと関連性。

「震災関連法令」とは、被災者生活再建支援法、災害弔慰金の支給等に関する法律等、災害時に適用となる法令の解釈、運用、要件等の法的な問題点の相談等を指す。

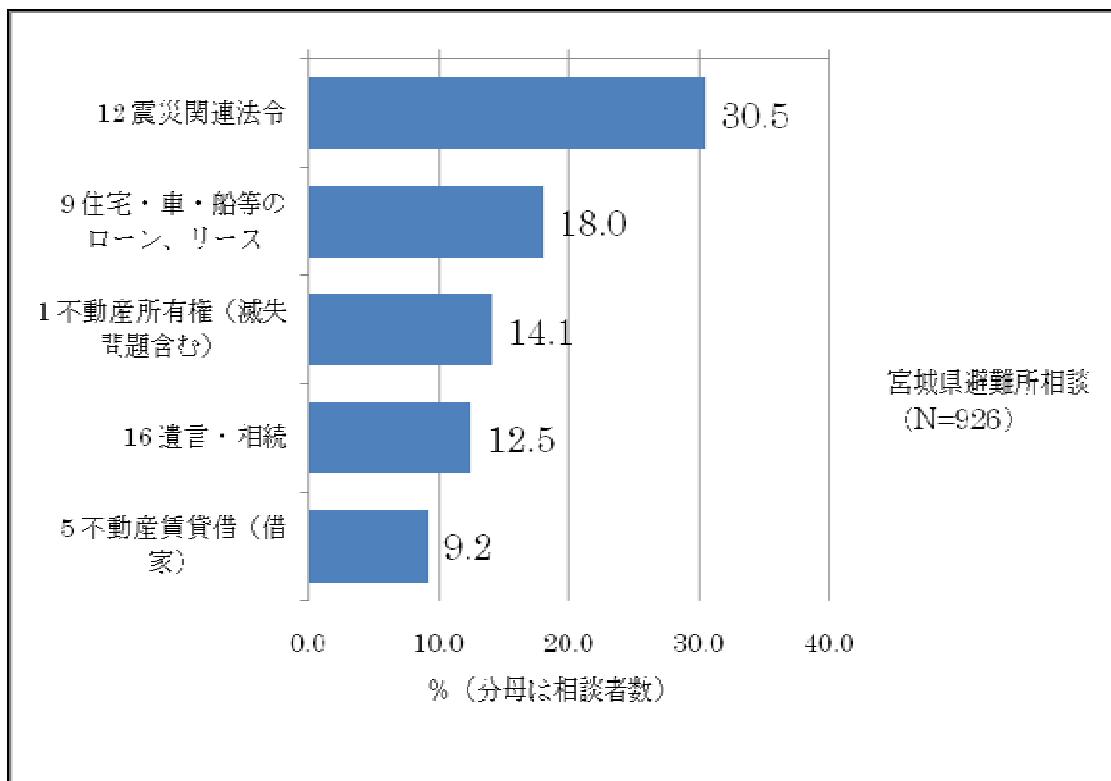
第2 被災時住所が「宮城県」の場合の相談傾向（概要）

1 全体傾向



第1次分析の相談事例のほとんどが「電話相談」事例であることに留意。「賃貸借関係（借家）」（24.7%）と「工作物責任・相隣関係」（15.5%）の内容は、前者は賃貸借契約の当事者である賃貸人と賃借人間の建物退去、賃料負担、修繕等に関する紛争であり、後者は地震の影響で崩れた屋根瓦等が隣家の建物や自動車を損壊した事例が多くを占める。

2 避難所における相談傾向

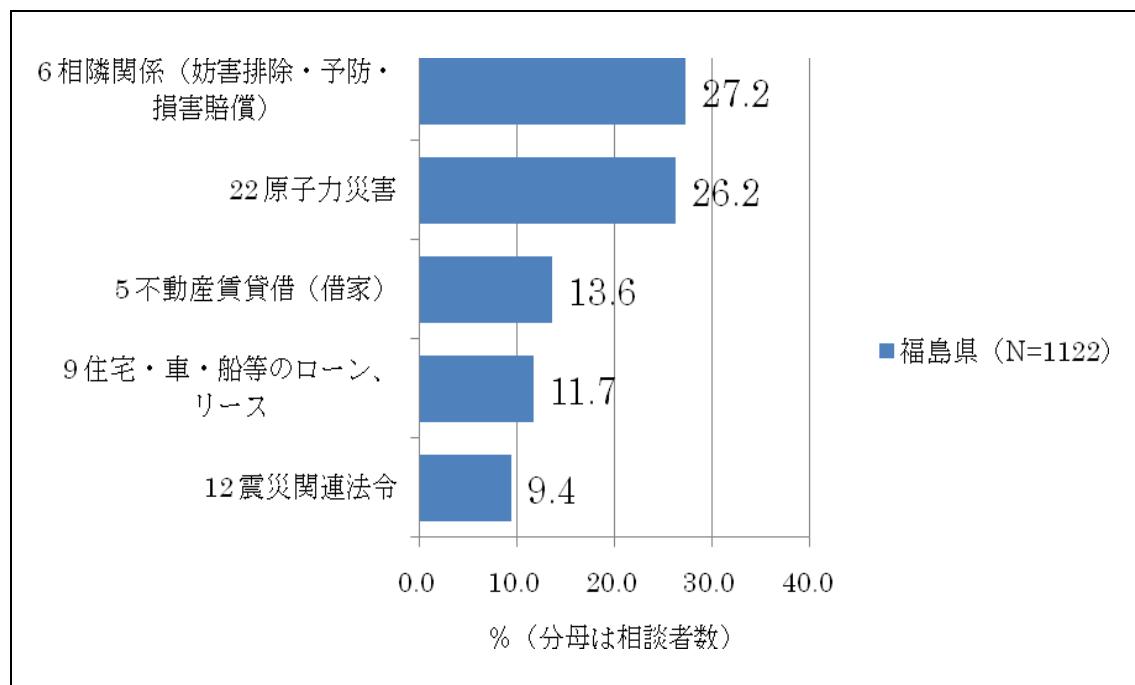


宮城県下 95 か所の避難所における、約 1000 事例の分析結果である（全体分析の基礎資料には含まれていない）。

宮城県は仙台市中心部を襲った大地震以上に、沿岸部の大津波で壊滅的被害を受けており、沿岸部と市街地中心部では相談傾向が異なる。このため、避難所では、「住宅ローン」等に関連する相談事例が 18.0% という高い割合を示している。

「震災関連法令」の相談が多いことは、大災害が発生した以上当然であり、事実上は「住宅ローン」等の債務処理の法的問題が相談内容のトップ。

第3 被災時住所が「福島県」の場合の相談傾向（概要）



被災状況の特徴は、沿岸部が大津波により壊滅的被災を受けていること、都市部が震度6以上の本震、余震であったこと、原子力発電所事故等を理由とする避難者が大量にいること、の3点に集約できる。

上記の理由から、「「工作物責任・相隣関係」(27.2%)」「賃貸借契約（借家）」(13.6%)」の割合が高い。

福島県における「住宅ローン」債務についての相談事例には、大津波により建物が流失して住宅ローン等の負担だけが残ったという岩手県や宮城県と同様の類型と、住宅は大きく損壊してはいないが、原子力発電所事故等により避難指示区域等の指定を受け、居住できないまま住宅ローン債務負担が残るという類型の2種類がある。